

【答申の概要】

諮問第 146 号 「医療事故に関する公文書の非開示決定に対する異議申立て」

件 名	医療事故に関する公文書の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	平成 13 年 1 月 1 日から平成 16 年 12 月末日までの間に作成された県立こども病院における医療事故に関する文書
非 開 示 理 由	条例第 7 条第 1 号（法令秘情報） 第 2 号（個人情報） 第 5 号（審議検討情報） 第 6 号（事務事業情報）
実 施 機 関	静岡県知事（県立こども病院）
諮 問 期 日	平成 17 年 9 月 15 日
主 な 論 点	(1) 民事調停に係る公文書は、法令秘情報に該当するか。 (2) 民事訴訟に係る公文書は、公にすると県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるといえるか。 (3) 個人情報に係る公文書は、住所や氏名等を除いて部分開示ができるか。
審査会の結論	<p>静岡県知事は、民事調停に係る公文書、両親との面談結果に係る公文書、本件処分時に係争中であった民事訴訟に係る公文書については非開示が妥当であるが、事故調査委員会に係る公文書については日時、場所、出席者の職及び氏名（委員以外の出席者を除く。）の部分、並びに、本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書については患者の住所、氏名及び生年月日等、訴訟の事件番号並びに患者の病名、症状、診療内容、手術内容、身体状態、家族の状況等を除く部分を開示すべきである。</p>
審査会の判断	<p>(1) 民事調停に係る公文書について 民事調停規則第 10 条は、「調停の手続は、公開しない。」と規定しており、また、第 23 条は、「当事者又は利害関係人は、裁判所書記官に対し、記録の閲覧又は謄写の交付を求めることができる。」と規定している。このように、非公開で行われ、記録の閲覧が当事者又は利害関係人に限定されている手続に関する情報は、法令の規定により公にすることができないとされていると言える。したがって、民事調停に係る公文書の情報は、条例第 7 条第 1 号に該当する。</p> <p>(2) 両親との面談結果に係る公文書について 両親との面談結果に係る公文書は、病院と患者の両親との交渉に関する記録であり、家庭内の事情等極めて機微にわたる私的な情報である。したがって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第 7 条第 2 号に該当する。</p> <p>(3) 事故調査委員会に係る公文書について ア 日時及び場所は、公にしても委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは言えず、条例第 7 条第 5 号に該当しない。 イ 出席者の職及び氏名は、公務員の職務遂行情報であり、条例第 7 条第 2 号ただし書ウに該当する。しかし、委員以外の出席者は医療事故に関与した担当医師及び看護師であり、</p>

職及び氏名を開示すると、他の情報と照合することによって患者を識別することができることとなるので、条例第7条第2号に該当する。

ウ 患者の氏名は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号に該当する。

エ 議事内容及び審議資料は、特定の患者の病名、症状、診療内容、手術内容、身体状態、家族の状況等に関する出席者の発言が記載されている。これらの情報は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当する。

(4) 民事訴訟に係る公文書について

本県処分時に係争中であった民事訴訟に係る公文書に記載された情報は、公にすることにより、争訟に係る事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

しかし、本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書を開示しても、すでに判決が確定している以上、一般的には、当該訴訟に関する県の地位を不当に害することないため、条例第7条第6号に該当しない。

次に、当該公文書中、条例第7条第2号に該当する情報を検討する。

ア 患者の郵便番号、住所、氏名、生年月日及び診療期間、遺族の住所及び氏名は、特定の個人を識別できるものであり、担当医師及び看護師の氏名については、他の情報と照合することによって患者個人を識別することができるおそれがある。

イ 裁判所において割り当てられた事件番号は、この番号をもとに訴訟記録を閲覧することによって、特定の個人を識別することができる。なお、事件番号は、裁判所にいた者だけが知りうる情報であり、公にされた情報であるとはいえない。

ウ 患者の病名、症状、診療内容、手術内容、身体状態、家族の状況等の情報は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報である。

したがって、ア、イ、ウに係る情報は、条例第7条第2号に該当する。